



当社大株主が株主の皆様 に送付された「お詫び状」について

株式会社 東京ソワール

2022年3月22日

はじめに

- 当社の大株主であるフリージア・マクロス株式会社（「フリージア・マクロス社」）の取締役会長である佐々木ベジ氏から、当社の株主の皆様に対して、令和4年3月17日付の「お詫び状」という名称の書面が送付されたことについて、送付の背景に関するご説明と当社の認識・考えを記載いたします。
- まずはじめに、「お詫び状」をご覧になられた株主様におかれましては、さぞかし不安・不快に感じられたと存じます。当社としましては、「お詫び状」には多数の事実誤認が含まれていますことから、フリージア・マクロス社に対して毅然とした対応をしてまいります。

<フリージア・マクロス社が株主様の住所を把握している背景>

- 「お詫び状」を受領された株主の皆様から、「なぜフリージア・マクロス社が株主様の住所を把握しているのか(なぜ会社から知らせたのか)」について、ご質問を頂戴しました。
- こちらは、フリージア・マクロス社が当社に対して株主名簿の閲覧・謄写請求を行い、株主名簿の記載事項(住所を含みます。)をフリージア・マクロス社が確認しているためです。
- 「お詫び状」を受領し、不安な思いをされた株主様におかれましては、株主名簿の閲覧・謄写請求は、会社法上、株主に認められた権利でありますことから、当社は会社法の規定に従って対応せざるを得なかったことを何卒ご理解いただきたく存じます。
- なお、一部の株主様にはフリージア・マクロス社から電話がかかっているとのことですが、どのように電話番号を入手しているのか当社ではまったく分かりません。

＜「このような不快な文書を送付することを会社として事前に止めることはできないのか」との株主様からのご指摘について＞

- フリージア・マクロス社が当社に対して行った株主名簿の閲覧・謄写請求においては、その目的として「当社（フリージア・マクロス社）が臨時株主総会を招集するにあたり株主総会招集通知の送付先を調査すること、臨時株主総会の目的である株主提案議案について賛同する株主を調査すること、その他貴社の株主としての権利行使にあたっての調査の目的」と記載されていました。この記載自体は適法な目的と言わざるを得ないため、閲覧・謄写請求に応じることといたしました。
- しかしながら、当社としましては、そのような閲覧・謄写の結果として、フリージア・マクロス社からこのような多数の事実誤認を含む書面が送付され、株主の皆様が不安・不快な思いをされたことを大変遺憾に存じております。

「お詫び状」に対する当社の認識及び考え (詳細は次ページ以下をご参照)

- フリージア・マクロス社の「お詫び状」には、多数の事実誤認と憶測に基づく批判が散見されます。特に、当社の昨年の臨時株主総会に関する経緯・事項については、意図的に事実を反する記載をしているといわざるを得ない箇所も複数あります。
- 「お詫び状」にアンケートのご案内もありますが、アンケートに株主の皆様がご返信をされますと、憶測に基づくさらなる批判に利用される可能性や株主の皆様への追加的な書面のご案内を誘発するおそれがあります。こういった書面が株主の皆様へ送付されないためにも、ご返信をいただかないよう、お願い申し上げます。

- また、アンケート用紙の一番最後に問合せ先として「【(株)東京ソワール 株主総会対応 特設窓口】へ」の記載がありますが、これは当社(東京ソワール)の窓口ではなく、当社とは一切関係がありませんので、くれぐれもご注意くださいますよう、お願い申し上げます。

フリージア・マクロス社の事実誤認・憶測に基づく批判等について

フリージア・マクロス社の主張は、実際の事実や当社の認識とあまりにもかけ離れていることから、下記に当社の考えや反論を記載いたしましたので、株主の皆さまにおかれましては、ご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

フリージア・マクロス社の主張	事実並びに当社の認識及び反論
株式会社ラピーヌの尾崎様・武田様が当社臨時株主総会に出席されたとの主張	<u>株式会社ラピーヌは当社の株主ではないため、株式会社ラピーヌからのご出席者はおりません。</u>
当社臨時株主総会の出席者等に関する主張	<ul style="list-style-type: none"> ● フリージア・マクロス社は、当社が出席株主数、当該出席株主の議決権総数、委任状、議決権行使書を提出している株主数及びその議決権総数を当社が回答しなかったことについて、「どの上場企業でも、先ず冒頭に必ず発表している」と当社を批判しています。 ● しかしながら、「どの上場企業でも、先ず冒頭に必ず発表している」ということは決してなく、当社が行ったように、①株主総会に議決権を有する株主数、②その議決権の総数、③委任状による出席株主及び議決権行使書面により議決権を行使した株主を含めた株主数、④その議決権の総数をお伝えすることが一般的と理解しており、<u>当社は適法な対応をしています。</u> ● なお、上記①から④までの発表でよいことについては、臨時株主総会に参加された株主様の議決権総数の過半数による承認を受けており、多数株主様のご承認を頂戴しています。
当社臨時株主総会において、議長が、重要な質問に対して「議題と関係ありません」という回答を連発したという主張	● <u>当社は、当社臨時株主総会の録音・録画を改めてチェックしましたが、議長その他の回答者は1度たりとも「議題と関係ありません」(これに類似する発言を含みます。)という回答をしていません。</u>

フリージア・マクロス社の事実誤認・憶測に基づく批判等について(続き)

フリージア・マクロス社の主張	事実並びに当社の認識及び反論
フリージア・マクロス社が反論がほとんどできないようにするために、電光石火で株主総会の日時を設定したとの批判	当社は臨時株主総会を法令等に従った招集手続を含むスケジュールによって開催し、また、買収防衛策は、臨時株主総会の招集通知が発せられる1か月近く前の2021年6月16日に公表しています。そのような法令等に従ったスケジュールに基づいて開催された臨時株主総会において、なぜ「反論がほとんどできなくなる」のかの趣旨が不明瞭です。
フリージア・マクロス社が当社に会計帳簿の閲覧の要望をしている中(又は懇願している中)、当社が買収防衛策を公表したという指摘	<u>当社は買収防衛策の公表を行う前に会計帳簿の閲覧をフリージア・マクロス社から受けたことは全くありません。</u> <u>フリージア・マクロス社は、「当社が、会計帳簿の閲覧請求を受けたことを原因として、買収防衛策の公表に踏み切った」というストーリーを仕立て上げたいようですが、完全なでっち上げであり、極めて悪質であると言わざるを得ません。</u>
買収防衛策上の独立委員会の委員を当社の役員とすることについての批判	フリージア・マクロス社は、当社の買収防衛策上の独立委員会の委員が、当社の社外取締役であることについて批判をしています。 しかしながら、社外取締役は当社の株主の皆様に対して善管注意義務・忠実義務を負っていることから、外部の専門家を委員とすることよりも望ましいと考えています。なお、独立委員会は必要に応じて、専門家をそのアドバイザーとして選任することが可能であるため、専門家によるアドバイスを受けて判断をすることが可能です。
フリージア・マクロス社からの質問・意見に対して、議長が全く無視した旨の主張	フリージア・マクロス社は当社臨時株主総会において、当社の経営陣に対して経営に関する意見を述べたところ、「全く無視されました」と主張をしています。 しかしながら、議長からは、意見として承る旨をお伝えしており、「全く無視した」という事実はありません。

フリージア・マクロス社の事実誤認・憶測に基づく批判等について(続き)

フリージア・マクロス社の主張	事実並びに当社の認識及び反論																																			
売上が減少したにも拘わらず、在庫評価損が殆ど計上されなかったとの主張	<p>当社は、原価を割った評価減を行い評価損を計上する前に、低稼働の商品については、原価割れとならない程度に幾度かにわたり価格を下げ、催事での販売、次いでアウトレット店舗での販売と、段階的な処分の促進を行っております。また、返品等に伴う汚れやキズがある商品の廃棄損は別途、売上原価として計上しております。</p>																																			
コロナ前の売上の異様な落ち込みと在庫の推移が危険との指摘	<p>当社では、コロナ禍の前より一部取引先からの取引条件切り替え要請を受け、掛率アップの条件変更等を条件として売上計上時期を当社出荷時点から小売販売時点に変更しております。この切り替えによる影響は、その時点での(取引先)店頭在庫金額の納入価格相当額の売上高と売上債権の減少及び、原価相当の在庫金額(棚卸資産の「商品及び製品」)の増加となります。</p> <p>2019年度の取引条件切り替えによる影響額は売上高の減は約11億円で、2018年度から4年間では約18億円の売上減少・売上債権の減少、在庫金額は約7億円の増加となっております。この結果、2021年度期末の(取引先)店頭在庫のうち約8割が、在庫金額(棚卸資産の「商品及び製品」)として計上されております。</p> <p>2020年度以降は、コロナ禍による環境変化に対応して、あらゆる経費の削減や仕入抑制を行うだけでなく、売上拡大に向け店頭と自社Eコマースとの連携施策やEコマース販売への注力により、<u>2021年度は売上高118億22百万円(前年同期比15.4%増)、在庫金額44億14百万円(同19.2%減)となりました。</u></p> <p>【売上高及び在庫金額の推移】 (金額単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="808 1198 1809 1533"> <thead> <tr> <th></th> <th>2018年12月期</th> <th>2019年12月期</th> <th>2020年12月期</th> <th>2021年12月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売上高</td> <td>16,136</td> <td>14,972</td> <td>10,242</td> <td>11,823</td> </tr> <tr> <td>(対前年比率)</td> <td></td> <td>92.8%</td> <td>68.4%</td> <td>115.4%</td> </tr> <tr> <td>在庫金額</td> <td>4,495</td> <td>5,108</td> <td>5,462</td> <td>4,414</td> </tr> <tr> <td>(売上高比率)</td> <td>27.9%</td> <td>34.1%</td> <td>53.3%</td> <td>37.3%</td> </tr> <tr> <td>(純資産比率)</td> <td>44.3%</td> <td>51.6%</td> <td>73.0%</td> <td>56.0%</td> </tr> <tr> <td>純資産</td> <td>10,145</td> <td>9,892</td> <td>7,479</td> <td>7,878</td> </tr> </tbody> </table>		2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期	売上高	16,136	14,972	10,242	11,823	(対前年比率)		92.8%	68.4%	115.4%	在庫金額	4,495	5,108	5,462	4,414	(売上高比率)	27.9%	34.1%	53.3%	37.3%	(純資産比率)	44.3%	51.6%	73.0%	56.0%	純資産	10,145	9,892	7,479	7,878
	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期																																
売上高	16,136	14,972	10,242	11,823																																
(対前年比率)		92.8%	68.4%	115.4%																																
在庫金額	4,495	5,108	5,462	4,414																																
(売上高比率)	27.9%	34.1%	53.3%	37.3%																																
(純資産比率)	44.3%	51.6%	73.0%	56.0%																																
純資産	10,145	9,892	7,479	7,878																																

フリージア・マクロス社の事実誤認・憶測に基づく批判等について(続き)

フリージア・マクロス社の主張	事実並びに当社の認識及び反論
在庫評価について経理処理が不適切との指摘	商品及び製品につきましては、商品ごとの販売実績に基づく時価で評価減を行うとともに、時の経過による評価減の他に、販売消化率や直近で動きが無い在庫に対しては、四半期毎に評価減を実施し、売上原価に計上しております。 当社は、在庫評価に関して、会計監査人の監査の下、商品及び製品の特性に合わせた適正な会計処理を実施しております。
当社が話し合いを突然キャンセルしたとの主張	当社が話し合いをキャンセルしたことは事実ですが、「日時まで決め、お互いに合意をしていました。」というのは事実と異なります。その話し合いを行う日時調整をしている段階において、フリージア・マクロス社から提案された日時が、もともと予定されていた当社取締役会の日時と重複したことがキャンセルの理由です。 なお、日程の調整をしていたのは、文書に記載されている小泉社長ではなく村越会長であることを申し添えます。 (2021年7月30日開催の当社臨時株主総会招集ご通知:5~6ページに関連記載がございます。)
賃貸不動産を売却し、金融機関に優先的に返済をしているとの主張	賃貸不動産の譲渡はあくまでも「新型コロナウイルスの感染の長期化に対する備えとして、資産を用いた資金調達で運転資金を確保」するために2021年3月に取締役会で決議したものであり、2021年7月の臨時株主総会の賛成に協力を得るために、金融機関に対して売却代金を借入の返済に充てる取決めなどは一切しておりません。また、固定資産譲渡に係る取引により得た手取り金をもって、返済期限の到来した金融負債の一部の返済をしておりますが、手取り金を「ほぼそのまま」返済に充てるということはしておらず、当社の運転資金として活用しております。
銀行出身役員に利益相反行為の可能性があると主張	岡本雅弘氏は銀行を退任後、すでに5年以上が経過しておりますので、出身行及びその関係会社と当社の関係性に何ら影響を及ぼすものではありません。 また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、また当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしていることから、独立性に問題は無いと考えております。

フリージア・マクロス社の事実誤認・憶測に基づく批判等について(続き)

フリージア・マクロス社の主張	事実並びに当社の認識及び反論
<p>監査法人(会計監査人)の交代の憶測及び監査法人アヴァンティアの適格性の指摘</p>	<p>2018年9月に金融庁から監査法人アヴァンティアに対する業務改善命令が出されていることは、当社としても承知しており、これに対して議論を行った上で決定しております。昨今は4大監査法人からの会計監査人の異動が数多く行われ、監査法人としては、この受け入れのため増員による業務拡大が見られる状況ではありますが、過去には、3大監査法人に対する業務改善指示を求める勧告が行われるなど、決して珍しいことではないものの、監査法人アヴァンティアが業務改善命令を重く受け止め、業務管理体制の改善が図られているかどうか、同監査法人の監査品質に関する組織的取組みはどういったものかについて確認を行うとともに、昨年12月には、監査等委員と同監査法人との面談による確認も行なっております。</p> <p>この面談の結果、監査法人アヴァンティアは当社の会計監査人として必要とされる専門性、独立性、品質管理体制を十分に備えていることなど、監査品質及び監査報酬の両面から、適正な水準の監査を提供できる体制を有するものと判断いたしました。</p> <p>また、直近においては、東陽監査法人と監査法人アヴァンティアとの引継ぎにおいて、監査法人アヴァンティアからの指摘事項などについて監査等委員は確認を行い、現在の監査品質に何ら問題が無いことを改めて確認しております。</p>